

## 【マイナンバー提供のお願い】

マイナンバー提供の猶予期間が 2021 年 12 月 31 日をもって終了となります。

2015 年 12 月 31 日以前に証券口座を開設したお客さまでマイナンバーを証券会社に提出されていない方は、2022 年 1 月 1 日以後最初に株式・投資信託等の売却代金や配当金等の支払いを受ける時までマイナンバーの提出が必要となります。

<http://www.jsda.or.jp/anshin/content/MyNumberLeafletpdf.pdf>

お手続きの詳細につきましては、弊社担当者またはお取引店まで、お問い合わせください。

また、令和元年度税制改正により、2015 年 12 月 31 日以前に証券口座を開設したお客さまでマイナンバーを証券会社に提出されていない方については、2020 年 4 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日までの間において、証券会社が株式会社証券保管振替機構に請求することにより、マイナンバーの提供を受けることができる措置が法令で定められております。当社は、お客さまの事務手続きの負担を軽減するため、法令にそって関係機関を通じてマイナンバーの提供を受ける措置を活用させていただきます。

<https://www.jsda.or.jp/anshin/content/leafretomote.pdf>

<http://www.jsda.or.jp/anshin/content/leafreturaaa.pdf>